

特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン改正 新旧対照表

(朱色傍線部分は変更部分)

改正	現行 (最終改正：令和 5 年 8 月 3 1 日)	備考
〔別添〕 特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン 第 1 趣旨 (略) 第 2 元請企業の役割と責任 (1) 総論 元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。 このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、<u>公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等</u>について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）では、第 24 条の 7 において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。 また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正	〔別添〕 特定技能制度に関する下請指導ガイドライン 第 1 趣旨 (略) 第 2 元請企業の役割と責任 (1) 総論 元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。 このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）では、第 24 条の 6 において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。 また、一号特定技能外国人についても、関係者を挙げて事業の適正	

改正	現行（最終改正：令和 5 年 8 月 3 1 日）	備考
化を進めることは、<u>外国人材の受入れの適正化及び円滑化、外国人との秩序ある共生社会の推進にも資すると期待されることから</u>、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。 本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。 元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。 （２）施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等 施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状況を確認することが可能である（別紙 1）。 また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号	化を進めることが必要であり、元請企業においても受入企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。 本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。 元請企業においては一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保と国内人材も含めた建設技能者の適切な処遇確保を図るため、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。 （２）施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認・指導等 施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から元請企業に対して再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 の規定に基づき、再下請負通知書の記載事項に一号特定技能外国人の従事の状況に関する事項を記載する必要があることから、元請企業においては、再下請負通知書を活用して下請負人の一号特定技能外国人の従事の状況を確認することが可能である（別紙 1）。 また、元請企業は、一号特定技能外国人を受け入れる企業から一号	

改正	現行（最終改正：令和５年８月３１日）	備考
特定技能外国人現場入場届出書（別紙２）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙２による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙２の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。 ①業務区分の内容 一号特定技能外国人現場入場届出書「２．建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「３．受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。 ②従事させる期間 一号特定技能外国人現場入場届出書「２．建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カード」における「在留期間」の範囲内であるかどうか。 一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。 また、別紙２による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙２により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。 受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないよう	特定技能外国人現場入場届出書（別紙２）による報告があった場合、その記載内容と各添付書類の情報の整合性に加え、以下の①及び②の事項について確認すること（一号特定技能外国人の受入れが確認されたにも関わらず、別紙２による報告がない場合は、報告を受入企業に求めること）。あわせて、別紙２の記載内容に変更がある場合、受入企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。 ①業務区分の内容 一号特定技能外国人現場入場届出書「２．建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「業務区分」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「３．受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項」の「業務区分」と同一であるかどうか。 ②従事させる期間 一号特定技能外国人現場入場届出書「２．建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「在留カード」における「在留期間」の範囲内であるかどうか。 一号特定技能外国人現場入場届出書の記載内容と各添付書類の情報の整合性が確認できない場合、届出は無効として扱い、改めて適正な届出を行うよう受入企業を指導すること。現場入場以降、実際の受入れ状況と届出の内容と整合が取れない場合は、建設特定技能受入計画に基づいた一号特定技能外国人の受入れが行われるよう、受入企業を指導すること。 また、別紙２による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙２により変更の届出を行うよう受入企業を指導すること。 受入企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないよう	

改正	現行（最終改正：令和５年８月３１日）	備考
な場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。 なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。 また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事状況に関する事項を記載する必要があるが、別紙 3 の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。 (3) (略) (4) (略) 第 3 受入企業の役割と責任 (略) <u>第 4 外国人材を受け入れる下請企業に対する指導等について</u> <u>本ガイドラインは、建設分野特定技能外国人制度を対象としているが、第 2 (1) に記載した元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合にも該当するものである。</u> <u>また、元請企業における下請指導など事業の適正化に向けた取組については、外国人材の受入れの適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生社会の推進にも資することが期待される。</u> <u>このため、元請企業は、解体工事をはじめとして、その請け負った建</u>	な場合には、所属する元請企業団体（特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構を含む。）を通じて建設分野特定技能協議会への報告を行うこと。 なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接各協議会への報告を行うこと。 また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に基づき作成する施工体制台帳については、一号特定技能外国人の従事状況に関する事項を記載する必要があるが、別紙 3 の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第 24 条の 6 第 1 項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。 (3) (略) (4) (略) 第 3 受入企業の役割と責任 (略) 第 4 施行期日等 本ガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。 改正履歴 令和元年 12 月 23 日 施行 令和 5 年 8 月 31 日 施行	

改正	現行（最終改正：令和5年8月31日）	備考
<u>設工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、福祉の充実、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等について、指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である。</u> 第5 施行期日等 本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。 今後、特定技能制度に係る見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直し等所要の措置を講ずるものとする。 改正履歴 令和元年12月23日 施行 令和5年 8月31日 施行 <u>令和8年 2月 9日 施行</u>		

改正										現行（最終改正：令和5年8月31日）										備考
別紙1 再下請負通知書の作成例										別紙1 再下請負通知書の作成例										
令和 年 月 日										令和 年 月 日										
再下請負通知書										再下請負通知書										
直近上位 注文者名										直近上位 注文者名										
【報告下請負業者】 住 所										【報告下請負業者】 住 所										
元請名称・事業者 ID										元請名称										
会 社 名・事業者 ID										会 社 名										
代表者名										代表者名										
《自社に関する事項》										《自社に関する事項》										
工事名称及び 工 事 内 容										工事名称及び 工 事 内 容										
工 期										工 期										
自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日										自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日										
注文者との 契 約 日										注文者との 契 約 日										
令和 年 月 日										令和 年 月 日										
建設業の 許 可										建設業の 許 可										
施工に必要な許 可業種										施工に必要な許 可業種										
許 可 番 号										許 可 番 号										
許可（更新）年月日										許可（更新）年月日										
令和 年 月 日										平成 ・ 令和 年 月 日										
工事業										工事業										
大臣 特定 知事 一般 第 号										大臣 特定 知事 一般 第 号										
令和 年 月 日										平成 ・ 令和 年 月 日										
工事業										工事業										
大臣 特定 知事 一般 第 号										大臣 特定 知事 一般 第 号										
令和 年 月 日										令和 年 月 日										
健康保険										健康保険										
加入 未加入										加入 未加入										
厚生年金保険										厚生年金保険										
加入 未加入										加入 未加入										
雇用保険										雇用保険										
加入 未加入										加入 未加入										
適用除外										適用除外										
現場代理人名										現場代理人名										
権限及び 意見申出方法										権限及び 意見申出方法										
主任技術者名										主任技術者名										
専 任 非専任										専 任 非専任										
資格内容										資格内容										
担当工事内容										担当工事内容										
一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）										一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）										
有 無										有 無										
外国人技能実習生の 従事の状況（有無）										外国人技能実習生の 従事の状況（有無）										
有 無										有 無										

改正	現行（最終改正：令和５年８月３１日）	備考
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。	各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。	

改正										現行（最終改正：令和5年8月31日）										備考
《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。										《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。										
会社名・事業者ID					代表者名					会社名					代表者名					
住所 電話番号										住所 電話番号										
工事名称及び 工事内容										工事名称及び 工事内容										
工期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			契約日		令和 年 月 日			工期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			契約日		令和 年 月 日			
建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号			許可（更新）年月日			建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号			許可（更新）年月日					
	工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号			令和 年 月 日				工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号			平成 ・ 令和 年 月 日					
	工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号			令和 年 月 日				工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号			平成 ・ 令和 年 月 日					
健康保険等の加入状況		保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
			加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外													
		事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	事業所 整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険						
現場代理人名 権限及び 意見申出方法 主任技術者名 専任 非専任 資格内容		安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担当工事内容		安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担当工事内容		安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担当工事内容		安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担当工事内容		主任技術者名 専任 非専任 資格内容		主任技術者名 専任 非専任 資格内容		主任技術者名 専任 非専任 資格内容		主任技術者名 専任 非専任 資格内容				
一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無		一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無						
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。										各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。										

改正				現行（最終改正：令和5年8月31日）				備考
別紙2（略）				別紙2（略）				
別紙3 施工体制台帳の作成例				別紙3 施工体制台帳の作成例				
令和 年 月 日				令和 年 月 日				
施工体制台帳				施工体制台帳				
[会社名・事業者ID] _____				[会社名] _____				
[事業所名・現場ID] _____				[事業所名] _____				
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号		令和 年 月 日				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号		令和 年 月 日				
工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所								
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日					
契 約	区 分	名 称	住 所					
	元請契約							
現場代理人名			意見申出方法					
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資格内容						
監理技術者 補佐名			資格内容					
専門技術者名			専門技術者名					
資格内容			資格内容					
担当工事 内容			担当工事内容					
別紙3 施工体制台帳の作成例				別紙3 施工体制台帳の作成例				
令和 年 月 日				令和 年 月 日				
施工体制台帳				施工体制台帳				
[会社名] _____				[会社名] _____				
[事業所名] _____				[事業所名] _____				
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号		平成 年 月 日 ・ 令和				
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号		平成 年 月 日 ・ 令和				
工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所								
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日					
契 約	区 分	名 称	住 所					
	元請契約							
現場代理人名			意見申出方法					
監理技術者名	○ 一郎		資格内容	一級土木施工管理技士				
専門技術者名	契約書記載のとおり		専門技術者名					
資格内容	専 任 非専任 ○○ 三郎		資格内容					
資格内容	一級土木施工管理技士		担当工事内容					

改正				現行（最終改正：令和5年8月31日）				備考
一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有無	一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有無	
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。				各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。				

改正										現行（最終改正：令和5年8月31日）										備考
[下請負人に関する事項]																				
会社名・ 事業者ID				代表者名				会社名				代表者名								
住所				住所				住所				住所								
工事名及び 工事内容				工事名及び 工事内容				工事名及び 工事内容				工事名及び 工事内容								
工期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		契約日		令和 年 月 日		工期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		契約日		令和 年 月 日						
建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可（更新）年月日		建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可（更新）年月日								
	工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号		令和 年 月 日			工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号		平成 ・ 令和 年 月 日								
	工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号		令和 年 月 日			工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号		平成 ・ 令和 年 月 日								
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外		健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外						
		事業所 整理記号等		営業所の名称		健康保険				厚生年金保険		雇用保険								
現場代理人名				安全衛生責任者名				現場代理人名				安全衛生責任者名								
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名				権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名								
主任技術者名		専 任 非専任		雇用管理責任者名				主任技術者名		専 任 非専任		雇用管理責任者名								
資格内容				専門技術者名				資格内容				専門技術者名								
				資格内容								資格内容								
担当工事内容				担当工事内容				担当工事内容				担当工事内容								
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無		一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無						
各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。																				